

J R 芸備線利用促進地域活性化イベント補助要領

(趣旨)

第1条 民間団体が、地域の活性化及びJ R 芸備線利用促進のために、10人以上(中学生以下にあっては指導者同伴とする)参加予定で、J R 芸備線もしくは関連する駅舎等を利用してイベント(講演会、交流会、各種催し物)等を開催する場合、要する経費を予算の範囲内でこれを補助する。

(補助申請)

第2条 補助を受けようとする場合は、事前に補助申請書及び次に掲げる書類を事務局に提出し、補助決定を受けるものとする。

2 補助申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助申請書(様式1)
- (2) 事業計画書等、参考となる資料
- (3) その他、会長が必要と認めるもの

(補助金額の算定)

第3条 補助金の額は、要する経費の2/3以内、1団体あたり100,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、事業の決算における不足額(支出額から事業に伴う収益を控除した額)を超えないものとする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は事業実施後、次に掲げる書類等の提出に基づき行う。

- (1) 事業実績報告書(様式2)
- (2) 事業実施が確認できるもの(写真等)
- (3) 領収書
- (4) 請求書
- (5) その他、会長が必要と認めるもの

2 事業実績報告書等の提出を受けたのち、決定通知を行い、補助金の交付を行う。

3 補助金の交付は同一団体につき年度内1回を限度とする。

4 この補助金の交付対象となる事業については、他の制度による補助金等の交付を受けることはできない。

(その他)

第5条 その他、必要がある場合は、会長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成14年11月20日から施行する。

この要領は、平成22年12月16日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。